

Title	スウェーデンの少年刑務所と少年福祉学校
Sub Title	Youth prison and youth welfare school in Sweden
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.8 (1971. 8) ,p.25- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710815-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スウェーデンの少年刑務所と少年福祉学校

坂 田 仁

一、はじめに

スウェーデンの非行少年のための処遇施設としては、少年福祉学校⁽¹⁾と少年刑務所⁽²⁾がある。前者は児童福祉法上の施設であり、後者は刑務所の一種として刑事法上の施設であるが、この両者ともに犯罪少年⁽³⁾（前者は主として一八歳未満の、後者は主として一八歳以上二一歳未満の者を各々収容する）の教育・処遇に当たるといふ点では同じような機能をいとなんでいる。

かつて宮沢教授⁽³⁾は一五歳以上一七歳以下の少年と一八歳以上二一歳未満の少年とについて、これを児童福祉委員会に委ねるべきか、裁判所に委ねるべきかについての区別の基準は何かという問題提起をされ、結局「管轄の問題は、……少年達を……再び社会に復帰せしめ、有為な人材として生かすかという観点からみれば、実はとるに足らない……問題である」とさ
れつつ、むしろ行政機関と司法機関のチームワークの良さを強調されている⁽⁴⁾。

本稿で私は右の目標の同一性について、スウェーデンにおける犯罪少年の収容処遇施設のあり方を、少年刑務所と、同論

文の中では必ずしも明確でなかつた少年福祉学校との比較に焦点を合わせながら、考えていきたいと思う。

- (1) 少年福祉学校 (ungdomsvarselskola) という表現は一九六〇年の改正児童福祉法で初めて用いられたが、後述のようにその同じものを旧児童福祉法では感化院 (skyddshem) と初め呼び後に児童及び少年の保護学校 (skola tillhörande barna- och ungdomsskydd) と呼んでいた。
- (2) 原語は ungdomsfängelse であるが、本稿では施設を表わす場合には少年刑務所、制裁を表わす場合には少年拘禁の語をあてた。
- (3) 宮沢浩一、スウェーデンにおける非行少年問題とその対策、法学研究三五卷八号一頁以下。
- (4) 同上法学研究三五卷八号三頁、なお、佐藤昌彦、少年非行処理の基本問題、家裁月報一八卷五号二二頁以下参照。

二、非行少年に対する措置

ところで、本題に入る前にスウェーデンにおける非行少年の処遇体系についてふれておきたい。これは既に前出の宮沢教授の論文はじめあちこちで取扱われているので、⁽¹⁾ここで特に取上げることもないのであるが、この二つの施設による処遇の背景をなすものとして概観しておきたい。

これらの措置は左に示すように児童福祉法によるものと刑法によるものとに分けられる。⁽²⁾⁽³⁾

一、児童福祉法によるもの

- (1) 保護措置
 - (a) 援助措置
 - (b) 勧告と警告
 - (c) 生活様式に関する指示
 - (d) 観察
- (2) 公的保護のための措置決定

- (a) 個人の家庭への委託
- (b) 適当な施設への送致
- (c) 少年福祉学校への収容

二、刑法によるもの

- (a) 少年拘禁
- (b) 罰金
- (c) 条件付判決

(d) 児童福祉委員会への引渡 (1)―(d)又は(1)―(c)の措置を求めるのが普通)がその主たるものである。⁽⁴⁾

児童福祉法による措置は非行少年に限らず保護を要する状態にある児童に対してなされるもので、少年福祉学校での処遇は、その一部として国が専門的に非行少年を処遇しようとするものである。⁽⁵⁾ また逆に、刑法に定められた制裁の体系の中で、少年犯罪者については一般の成人の犯罪者とは別の専門の施設において処遇しようとするのが少年拘禁である。⁽⁶⁾ こうして、一方は児童福祉の広い領域の中で「非行・犯罪」へと特殊化され、後者は犯罪者処遇の領域の中から「少年」へと特殊化されて来ているわけである。

一方この双方が、対象とする犯罪少年は、これを全体としてみれば同じものであり、その区分をどうするかというのがニキスト⁽⁷⁾、宮沢⁽⁸⁾の指摘であつた。實際上、この区分は年齢を基礎とし、それに要保護性を加味した形でなされている。これは、一八歳未満の少年犯罪者に対する公訴の提起、二一歳未満の被告人に対する児童福祉委員会送致の裁判を例外として、一八歳未満は少年福祉学校で、一八歳以上二一歳未満の者は少年刑務所という取扱い上の原則に示されている。⁽⁹⁾ ⁽¹⁰⁾ そして、

そのいずれの場合にもスウェーデンでは家庭裁判所や少年裁判所がないため、少年犯罪者の取扱いは少年の特質を考慮しつつまず刑事訴訟手続によつてなされる。

[第一表]

	会計	15-17歳	18-20歳	21-24歳	25-39歳	40歳以上
起訴放棄人員	5,671	4,884	707	80	—	—
社会的保護引渡	275	220	55	—	—	—
刑法上の制裁	22,218	1,624	4,789	3,843	7,291	4,671
合計	28,164	6,728	5,551	3,923	7,291	4,671

Svenska officiella statistik (Rättsväsen). Brottsligheten 1964, Statistika centralbyran, stockholm, 1966. による。

- (1) 宮沢、前掲法学研究一〇頁以下、宮沢浩一、一九六五年スウェーデン新刑法典における「制裁」について、判例タイムス二〇二号四頁以下、坂田、スウェーデンの児童福祉委員会、宮沢編「世界諸邦少年法制の動向」五四頁以下。
- (2) Læg om samhällets vård av barn och ungdom-barnavårslag。宮沢II坂田「スウェーデンにおける新児童福祉法、法学研究三八卷一―一五頁以下、坂田、スウェーデンの児童福祉法について、家裁月報一八卷二号一四三頁以下。
- (3) Brottsbalken, 1965, スウェーデン刑法典(法務大臣官房司法法制調査部編、宮沢浩一訳)。
- (4) 拘禁と保護観察とは原則として少年には科されない。
- (5) 児童福祉法六四条。
- (6) 刑法一九章。
- (7) O. Nyquist, Juvenile Justice, Cambridge Studies in Criminology Vol. XII, pp. 158ff.
- (8) 宮沢、前掲法学研究三五卷八号。
- (9) 一九六五年以降の統計表を参照し得なかつたので、少し古いが一九六四年(刑法施行の前年に当る)の統計によると、第一表のように、各々二割前後の例外がある。なおO. Nyquist, op. cit., p. 19, chart III~V, pp. 93-95, chart VIII~XIII.
- (10) 施設外処遇である保護観察についても、その少年への適用は制限されている(刑法二八章一条二項参照)。
- (11) O. Nyquist, op. cit., pp. 153-7. 坂田「世界諸邦少年法制の動向」五四一―六頁。

三、歴史的考察

名称は別として少年福祉学校は少年刑務所より古い制度であり、我々の関心も犯罪少年、不良少年に対する施設処遇の特殊化からくりひろげられることになる。

少年福祉学校の前身は感化院(Skyddshem)である。一八〇〇年代は世界的に見ても少年保護運動の萌芽が見られた時代である。ニューヨーク州のハウス・オブ・レヒュージ、フランスのメットレイの感化院、ドイツのラウエス・ハウス、日本の

池上雪枝の感化院などいずれも一八〇〇年代の中頃から後半にかけてその姿を現わしている。そして、これらは全て民間の篤志家の手によつて、不幸な境遇から不良少年を救護するために設立、運営されている。⁽¹⁾

スウェーデンにおいても他の国々と同様にこの時期、一八四〇年にロービー (Lobby) に私立の感化院が設立されている。⁽²⁾

ここでも、当時の感化院の経営は民間の個人或いは財団が行ない、国及び地方公共団体にその責任を負わせることは見るべき効果をあげていなかった。⁽³⁾ 一九一八年に救貧法改正審議会 (Rättigvårdsstiftningskommittén) は国王への答申の中で感化院の数を揃えること及び少なくとも特殊な処遇困難児のための国立感化院を設立すべきことを述べている。この委員会では児童福祉について広範な問題を付託されており、その最終的な結論は一九二四年の旧児童福祉法 (Lag om samhällets barnvård och ungdomsskydd) に結晶した。⁽⁴⁾ この法律によつて、感化院收容者の年齢上限が一五歳から一八歳に上り、職業補導の制度がとり入れられ、処遇困難児のための感化院については国が、その他の感化院については地方当局 (Landsting) が責任をもつことになつた。しかしこの内容はその後充分に実施されず、国は自己の責任を個々の感化院との間の取きめによつて辛うじて果し、国立の感化院は未だ設立されなかつた。⁽⁵⁾

一九三〇年代になると一つの批判が感化院にむけられている。当時感化院は都市から遠くはなれた田舎にあり、各々の施設は孤立していて、職員との交流もなかつた。したがつて「感化院の保護基準、補導方法は非常にまちまちであり、各施設間の職員の接触は不完全で、一部の施設では非現代的な補導の方法——体罰——の存続をたすける結果になつた」⁽⁷⁾。体罰、とくに鞭の使用は一九三九年の感化院長の会議でもとり上げられ、後に正式に禁止された。また一九三四年の感化院に関する専門家会議は、一五—一八歳の者のための国立感化院が設立されていないこと、感化院の收容期間が長いこと、同一施設に年長児と年少児とが同時に收容されているため年長児からの悪影響が年少児に及ぶこと等を指摘し、(1)收容者の教育を効果的にすること、(2)感化院を「学校ホーム」(skolhem)、「職業ホーム」(yrkeshem)、「家庭学校」(hemskola)に分け、職業補導

不能な者を「農業ホーム」(jordbruksheim)に收容すること、(3)精神的な偏倚のある少年のための施設としてハル(Hall)の感化院の改善を提案した。これらの提案は議会の承認するところとなり、又最後の提案についてはすすんで国立感化院を初めて設立することで答えた。これが一九四一年に設立されたレヴスタ(Lövsta)の感化院である。⁽⁹⁾

一九三〇年代はスウェーデンの少年犯罪者の処遇の上に大きい変化のあつた時代である。条件付判決に関する法律、少年拘禁に関する法律が出来て、多くの少年が通常の刑罰の領域から外されると同時に、一九歳以上二一歳未満の少年犯罪者が児童福祉委員会で扱われ、感化院送致の可能性の開けた時代である。⁽¹⁰⁾

少年拘禁の制度は一九二二年に遡るといわれるが、我々の前にその明確な姿を現わしたのは一九三五年の少年拘禁に関する法律による⁽¹¹⁾。これは英国のボースタル及びデンマークの sørbystøgaard の少年刑務所、特に後者の影響の下に制定されたものである。その制定理由は、(1)従来少年に科せられていた短期自由刑の刑期は短かすぎる、(2)一般の刑務所には一八歳ないし二一歳の少年犯罪者に対する社会教育的、個別的処遇の可能性がない、(3)施設収容と同じくらいに重要な自由の剝奪を伴わぬ継続的措置を施設処遇の後にも実施する法律上の方法がない、の三点であつた。⁽¹²⁾

一九四二年に感化院に関する調査(skyddshemsutredning)が実施され、この結果に基づき「生徒の教育」と「生徒の分類基準」とについて感化院の組織の再編成が提案された。この提案にそつて、(1)感化院(skyddshem)の名称を廃し skola tillhörande barna- och ungdomsvården「児童及び少年の保護学校」と改称すること、(2)「職業ホーム」(yrkeshem)は「職業学校」(yrkesskola)と改称すること、(3)児童福祉委員会の負担していた費用を国庫負担とすること、(4)右の「学校」の監督を全て社会庁に移し、新たに学校局を社会庁内に設置すること等が議会によつて承認され、学校施設の全体が社会庁の指導下におかれた。この組織構造上の変化は考え方の変化をもたらし、治療教育の方向が決定づけられた。即ち、「不良行為はあやまつた成長の一徴候としてとらえられ、その原因を探索して問題点を除去することが目的となる。学校内での処遇の雰囲気と

職員生徒間の情緒的關係とが重視される。『学校』は開放施設とし、施設を一般社会の縮図とすべきである⁽¹³⁾。というのである。

この様な発展の進む一方では、一九三四年に一八歳以上二一歳未満の者の「学校」收容が可能になつたことにつづく、児童福祉委員会、従つて少年福祉学校の刑事政策上の役割の拡大化が進行している。これをもたらしした事情は、(1)一九四四年に制定された未成年者に対する起訴の放棄に関する法律により原則として一八歳未満の犯罪少年は児童福祉委員会が管轄するようになつたこと⁽¹⁴⁾、(2)一九五二年の未成年者の犯罪に対する制裁に関する法律により一八歳未満の者を拘禁に付すること⁽¹⁵⁾を禁ずると同時に、未成年者(二一歳未満の者)に対し懲役、拘禁にかえて児童福祉法にもとづく矯正保護教育(「kradstupp-fostran」)に付するためその者を児童福祉委員会に送致するのをみとめたこと⁽¹⁶⁾、(3)一八歳以上二一歳未満の犯罪少年は通常少年拘禁に付されるのであるが、前に少年福祉学校での処遇歴のあるときおよび犯罪が反社会的態度の一徴表としてあらわれているときにはその者を少年福祉学校に收容できるようになつたこと⁽¹⁶⁾によつて刑事司法の対象であつた少年が少年福祉学校の領域に入り込んで来た一方、児童福祉の領域においては、(1)少年福祉学校送致の前提である公的保護のための措置決定が、他のすべての保護措置が無効なときおよび少年の個人的な条件から措置決定が必要なときの二つの場合に最終的手段としてのみ執行できること、(2)また仮に公的保護のための措置決定はなし得ても一三歳未満の者は少年福祉学校には收容できず、知能指数七〇以下の精神薄弱者は精神薄弱者施設に、精神障害者は精神病院の児童室に各々收容され、結局少年福祉学校に收容される者は大部分非行(アルコール嗜癖、麻薬嗜癖、性的放縱女子、浮浪、犯罪)少年となつて来ているという⁽¹⁷⁾ことである。この二つの事情により、少年福祉学校の刑事政策的な側面がよりきわ立つて来たのである。

このようにして、従来拘禁を科せられていた少年が少年拘禁の対象となり、少年拘禁の対象となつていた少年が少年福祉学校の対象となり、少年福祉学校の対象となつていた少年は児童福祉委員会の他の措置の対象へと変化して来たともい得

るのである。

この様な状況の下に一方では、精神科医との協力の下に精神病質的な少年を収容して治療処遇を提供する特殊な施設としてロクスツナの少年刑務所が生み出された。⁽¹⁸⁾他面少年刑務所の特徴であった収容期間の不定期化は現実には一年という最低の期間に固定化して来ており、しかも少年拘禁を受け少年刑務所に収容された少年は、少年拘禁を好まず、むしろ通常の短期の自由刑を好ましいとする傾向を見せているという。⁽¹⁹⁾

こうして、処遇対象者の変化に刺戟されて、少年刑務所も少年福祉学校も各々変化の渦中にあるように思われる。少年福祉学校についていえば一九六〇年の児童福祉法の改正によつてその条件付釈放の制度が廃され施設外処遇に重点を置いた改正がなされて⁽²⁰⁾おり、また少年拘禁については一九六二年の刑法改正では実現されなかつたが、これを protective training と名称を変えることも提案されている。

さて、沿革的には、右に見て来たように一八歳未満の非行少年については少年福祉学校が、一八歳以上二一歳未満の非行少年については少年刑務所と少年福祉学校とが非行少年の状況に応じて、各々処遇を行なつていたのであるが、その内容については次節で見していきたい。

- (1) Ola Nyquist, op. cit., pp. 133-137. 宮沢浩一、諸沢英道、少年法制の歴史的展開、家裁月報一九卷五号、八一―九頁、内務省社会局、感化事業回顧三十年、一頁以下参照。
- (2) Ola Nyquist, op. cit., pp. 136f.
- (3) Behandlingsforskning vid ungdomsvårdsskolorna, SOU 1964:24 (SOU 1964:24.として引用する) pp. 11-12. 以下の記述は主として本書一一―一三頁によつてゐる。この状態は日本でも同様であつた。(内務省社会局、感化事業回顧三十年、一一頁以下参照)
- (4) 少年裁判所の採用に反対し、スウェーデンの少年審判機構に決定的な影響を与えたのもこの審議会である。(Ola Nyquist, op. cit., pp. 133f.) 日本においても不良少年を司法機関にまかすか行政機関にまかすかについて、いわゆる行政権主義と裁判権主義とが当時争われていた。そしてスウェーデンと

- は逆に日本では司法省が内務省に勝ち、それまでの感化制度とは別の少年審判制度が成立し、当時の対立の結果が非行少年処遇の責任を基本的に二分して今日にわたつていふのである。
- (5) SOU 1964:24, p. 12.
- (6) 当時は都会を離れた静かな田園地帯での生活が不良少年によい影響を与えると思われていた。(Ibid., p. 12) 留岡幸助の家庭学校も同じ趣旨で建てられており、(留岡幸助「自然と児童の教養」参照)これが世界的な傾向であつた。
- (7) SOU 1964:24, p. 13.
- (8) この分類は新児童福祉法制定前まで存した。(旧児童福祉法四三条)
- (9) SOU 1964:24, pp. 13f.
- (10) Ny barnavårslag, SOU 1956:61, p. 63.
- (11) Albert Krebs, Schwedens Gefängniswesen, ZStrW. Bd. 64, p. 427, Clas Amilon, The Youth Prison, pp. 3f. その法律の全文の独語が Adolf Schöнке, Ausländerndschau (Schweden) ZStrW. Bd. 56, pp. 263 ff. に載せられてゐる。
- (12) Gerhard Simson, Die strafrechtliche Behandlung von jungen Rechtsbrechern, ZStrW. Bd. 69, p. 156.
- (13) SOU 1964:24, p. 15.
- (14) この法律により、一五歳以上一八歳未満の少年の犯罪について、(1)その少年が既に公的保護その他の措置に付されている場合、(2)犯罪が軽微で、明らかに過ち又は軽卒さにより生じている場合に、検察官は、児童福祉委員会の意見を聞いた上で、検事正の承認を得て起訴を放棄できる。(同法一一四条)
- (15) 同法一条。
- (16) SOU 1964:24, pp. 30-31.
- (17) Ibid., pp. 29-30. 一九六二年の調査では少年福祉学校の新受人員中一八一〇歳の少年は約八%である。(Dick Blomberg et al., Ungdomsvårdsstö jorna nuvarande klientel, SOU 1964:24, Bilaga)
- (18) G. Simson, op. cit., ZStrW. Bd. 69, p. 157, C. Amilon, op. cit., pp. 28 f. O. Nyquist, op. cit., p. 80. 宮沢、前掲法学研究 三五巻八号一四頁、広瀬貞雄他、スウェーデンの矯正施設を訪ね、犯罪学雑誌二八巻五一六号 三九頁。
- (19) G. Simson, op. cit., ZStrW. Bd. 69, p. 157.
- (20) Lars Bolin, Measures to combat juvenile delinquency in Sweden, p. 13. SOU 1956:61, pp. 623 f.; p. 635. 児童福祉法六六条。
- (21) G. Simson, op. cit., ZStrW. Bd. 69, pp. 157-8. T. Sellin, The Protective Code, pp. 23-24. この句は原語が判らないので、英訳を掲げておく。

四、少年福祉学校と少年刑務所

少年福祉学校と少年刑務所の数と名称については第二表にかかげてある通りである。前述したように少年福祉学校にはおおむね一三歳以上一八歳未満の者が収容され、例外的に一八歳以上二一歳未満の者が収容される。少年刑務所の場合は原則として一八歳以上二一歳未満の者が収容される。

少年福祉学校には、義務教育中の者に対する普通教育を主として行なう学校ホーム (skolhem) (有能な者に対しては更に高い教育を施す施設もある) と職業指導を主とする職業学校 (yrkeskola) 及びその他特殊な目的を持つ施設があり、男子用と女子用に分けて施設が作られている。これに対し少年刑務所は男子用のみ (女子少年の収容施設は女子刑務所に付設されている)⁽¹⁾で、少年福祉学校のように学校ホームと職業学校の区別はない。⁽²⁾

少年福祉学校は低年齢層の非行少年を収容する施設であるから、当然少年刑務所に収容する者よりも非行性の低い者を収容し、教育、処遇するわけである。少年福祉学校は社会庁学校局の監督下にある。⁽³⁾そして、児童福祉法上の他の措置が不適當であるか無効な場合に、児童福祉委員会からその旨の申請をうけて、社会庁がその少年に関する事件を形式的手続的に審査し、次いで少年福祉学校での処遇の必要性を検討し、判断する。⁽⁴⁾その際鑑別のための収容という制度があつて、少年を二ヶ月以内の期間少年福祉学校に仮に収容することができる。⁽⁵⁾後に述べるような少年刑務所の場合の分類センターはなく、その必要性が論議されている。⁽⁶⁾

一方少年拘禁は重罪の場合 (拘禁が科される) と少年福祉学校が適当な場合とを除いて、少年犯罪者に対し裁判所の判決で科される。この判決は、裁判所が行う内容と人格調査の結果とにもとづいてなす。⁽⁷⁾ただし、どの少年刑務所に収容するかは、ウプサラ少年刑務所 (少年拘禁を受けた者の分類鑑別センターとなつている) の行なう分類鑑別によつて定まる。この場合、

〔第二表〕 スウェーデンの非行少年処遇施設

スウェーデンの少年刑務所と少年福祉学校

少年福祉学校 (1964年現在)		22. Bärby yrkesskola	m. 38
(f. は女子用, m. は男子用,)		23. Hargretelunds yrkesskola	m. 38
数字は定員を示す。		24. Långanäs yrkesskola	m. 56
Skolhem (学校ホーム)		25. Fagareds yrkesskola	m. 61
1. Broby skolhem	f. 28	Lövsta skolhem och yrkesskola	{ f. ? m. 48
2. Eknäs skolhem	f. 27	(Behandlingsforskning vid	
3. Östra Spångs skolhem	m. 50	ungdomsvårdsskolorna (SOU	
4. Vemyra skolhem	m. 43	1964:24), pp. 31-33.)	
5. Gudmundgårdens skolhem	m. 25	少年刑務所 (1965年現在)	
6. Lövsta skolhem	m. 32	(m. は男子用, 女子用の少年刑務所は)	
7. Folåsa skolhem	m. 21	ない。右側の数字は開放施設の定員,	
Yrkesskola (職業学校)		左側の数字は閉鎖施設の定員を示す。)	
8. Ryagårdens yrkesskola	f. 70	1. Uppsala (central)	m. 48 —
9. Bistagårdens yrkesskola	f. 28	2. Skenäs	m. — 85
10. Hornö yrkesskola	f. 38	3. Roxtuna	m. 46 9
11. Morengens yrkesskola	f. 18	4. Ystad	m. 32 —
12. Håkanstorps yrkesskola	f. 14	5. Hällby	m. 80 10
13. Härsjögårdens yrkesskola	f. 28	6. Hyköping	m. 32 —
14. Brättegårdens yrkesskola	f. 26	7. Kristianstad	m. 51 —
15. Forsane yrkesskola	m. 62	8. Marienfred	m. 80 10
16. Sundbo yrkesskola	m. 75	9. Björkahemmet	m. — 10
17. Gräskärrs yrkesskola	m. 54	10. Hildero	m. — 15
18. Stigby yrkesskola	m. 24	(拘禁に処された少年のための刑務所)	
19. Johannisbergs yrkesskola	m. 35	11. Västeras	m. 44 —
20. Hammagårdens yrkesskola	m. 44	12. Herrestad	m. — 18
21. Råby yrkesskola	m. 47	(The Correctional System in Sweden, p. 67.)	

少年拘禁の判決を受けた者を一旦
 ウプサラ少年刑務所に收容し、ケ
 ースワーカーの作成した処遇報告
 書とウプサラ大学の心理学研究所
 の協力によつて施行した心理テス
 トにもとづき、処遇委員会が少
 年の希望をも参酌しつつ処遇計画
 を立案する。これに従つて少年は
 各々の少年刑務所に收容されるこ
 とになる。⁽⁸⁾

このように、少年福祉学校と少
 年刑務所とは、処遇対象者、収
 容に至る手続には上記のような差
 異があるわけであるが、後述する
 ようにスウェーデンの犯罪者の取
 扱ひの原則は犯罪者の社会復帰に
 重点を置いているところから想像
 できるように、まず少年福祉学校

での処遇を考慮し、しかる後に少年刑務所での処遇を考慮するのである。⁽⁹⁾ 実際に少年福祉学校の収容者(通常生徒levv)と呼ばれる)はほとんど犯罪少年であり、近年少年福祉学校の刑事政策面での役割は漸次拡大されている。⁽¹⁰⁾ その一つは前にもふれた一九四四年の起訴放棄に関する法律から始まった少年犯罪にもとづく公訴の放棄により、一八歳未満の者には刑法上の制裁を科さないことであり、他は裁判所により児童福祉委員会への送致が行なわれることである。⁽¹¹⁾ しかも、一八歳以上二一歳未満の犯罪少年は少年刑務所に送致されるのが普通であるとはいうものの、前述のように以前に少年福祉学校への収容歴のある場合及びその犯罪がその少年の非社会的な生活様式の一部として現われている場合には、この年齢層の少年犯罪者は少年福祉学校に送致されるようになって来ているのであり、少年刑務所の存在意義は一部の少年犯罪者に限られるかの傾向が見えていることを指摘できるのである。⁽¹²⁾

一方このように、少年福祉学校が少年犯罪者の処遇機関としての役割を担い始めていることから、そこでの処遇方法と少年刑務所での処遇方法とは相似たものとならざるを得ないと思われる。この点を次節においてみていくこととしたい。

- (1) C. Amilon, *op. cit.*, p. 8.
- (2) むしろ職業輔導が前面に出るようである(佐藤 前掲家裁月報一八巻五号二七頁参照)。なお同教授の見学されたレヴスタ(Lövsta)の少年福祉学校は sköthem である。
- (3) SOU 1964:24, p. 24.
- (4) *Ibid.*, p. 24.
- (5) *Ibid.*, p. 27. これは児童福祉法一九九条に規定のある調査のための措置決定とはことなる。
- (6) *Ibid.*, pp. 70-1.
- (7) 坂田、スウェーデンにおける少年法律違反者に対する特別規定、法学研究四〇巻九号八〇頁以下。坂田、スウェーデン刑事訴訟事件における人格調査に関する法律、法学研究四三巻一一号五四頁以下。
- (8) C. Amilon, *op. cit.*, pp. 10f.
- (9) 「少年を拘禁刑に付するのをさげるために一五歳に達した者は優先的に少年福祉学校に収容する。その結果、vårdskola の定員が不足し、一方最若年

〔第 三 表〕

措置決定を受けた者の%	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962
男・難	48.7	46.5	42.9	24.5	18.0	16.4	15.5	11.6	8.4	9.1
怠学等	4.5	3.8	6.8	14.0	20.4	22.5	20.7	18.8	16.7	15.7
自動車盗	6.4	5.9	7.2	17.0	24.0	29.8	34.5	34.8	38.8	40.4
他の財産犯	72.4	71.8	79.9	71.6	79.2	84.6	87.7	89.6	88.4	86.1
傷害	4.0	3.7	3.1	4.2	4.9	4.6	5.8	6.7	11.1	16.0
性的放縦	1.7	1.3	1.5	5.2	5.8	6.1	5.4	5.8	5.3	6.2
浮浪等	0.7	0.6	0.8	3.3	6.0	9.0	8.8	9.8	9.8	13.4
アルコール嗜癖	—	—	—	6.4	11.5	13.4	16.3	20.1	23.5	24.5
その他の不良行為	4.6	3.2	2.2	2.2	2.9	3.3	4.1	4.4	4.8	4.7
女・難	59.9	65.4	61.1	33.6	27.6	19.7	18.5	14.8	13.2	13.4
怠学等	3.3	3.2	5.0	10.8	20.2	19.1	20.1	13.2	12.8	13.4
自動車盗	0.2	0.2	0.2	1.5	2.7	3.1	3.7	2.6	2.1	2.9
他の財産犯	26.7	26.8	25.0	30.1	31.6	33.0	35.5	39.1	34.6	35.5
傷害	0.2	0.2	0.2	0.7	1.1	1.2	1.3	0.6	1.4	1.5
性的放縦	41.9	40.6	47.2	49.3	50.2	54.6	55.0	52.3	52.2	55.7
浮浪等	5.2	4.8	3.8	6.4	14.2	32.4	41.9	48.9	47.4	54.4
アルコール嗜癖	—	—	—	5.9	11.6	14.5	19.0	24.2	29.4	31.7
その他の不良行為	0.4	0.5	—	0.5	0.7	0.6	1.0	1.2	1.9	1.5

(Behandlingsforskning vid ungdomsvårdsskolorna SOU 1964:24, p. 22.)

層を少年福祉学校に入れないようにしていることから、義務教育未修了者が少年福祉学校には余り送致されて来ず、skolhemには空きがあった。この二つの事情は二つの skolhem が yrkesskola に改められた」(SOU 1964:24, p. 21.)

(10) SOU 1964:24, pp. 30-31. なおその点を実際の収容少年の変遷の面からもうかがうことができる。第三表から明らかのように、難困難という事由の比率が減少し、自動車盗、傷害など犯罪の事由の比率が増加している。とくにアルコール嗜癖の増大はスウェーデンの少年の間に広まっているアルコールの問題を如実に示している。収容少年男子の四分の一、女子の三分の一はこの事由によっている。(Ibid., p. 69)

(11) 一九六四年の統計では四八八四人が起訴放棄、二二〇人が社会的保護(児童福祉委員会が大部)に引渡されている(第一表参照)。

(12) 本稿 三二頁参照。

五、犯罪少年の施設処遇の原則

ボーリンはスウェーデンにおける非行少年処遇の基本原理として、

- (1) 保護措置が最も重要である。
- (2) 国の介入は犯罪への処罰ではなく、少年の教育訓練の必要をみたすものでなければならない。
- (3) 施設処遇は最終手段として用いる。

(4) スウェーデン民主主義の根幹をなす地方自治の原理により、児童福祉は地方当局の責任である。

を掲げているが⁽¹⁾このうち第三の「施設処遇は最終手段である」ということは児童福祉法上の処分選択の基本原則となつて⁽²⁾いる。これは、児童福祉の分野から述べられたものであるが、一方、少年刑務所での処遇の効果の解説としてアミロンは「施設処遇がいくら改善を要するとしても、……累非行率の高さは少年刑務所によつて代表される処遇の失敗の証拠として解釈されてはならない。施設処遇はそれ自体いかに効果的であろうとも非行の増大に立向かう武器としては不十分なものである。社会は犯罪者の効果的な施設外処遇に十分に投資すべきであり、更にもつとも重要なことは、現代生活の全領域における保護手段に投資することである⁽³⁾」と述べて、少年刑務所での教育・処遇が絶対ではなく、重要なのはむしろ施設外での教育・処遇であることを明らかにしている。この二人の主張は、ともに非行少年の施設内での教育・処遇を最後の手段とみている点で一致していることができる。

右の趣旨は、またスウェーデンの矯正の分野全体の基本的な方針とみることができるのであつて、スウェーデン新刑法第一章第七條の規定にもあらわれている「厚生復帰の原理⁽⁴⁾」と深い関係がある。一九四五年の監獄法の改正⁽⁵⁾以来刑罰の目的は社会防衛であり、応報の観念は否定されている⁽⁷⁾。受刑者の処遇はできる限りの方法でその社会復帰の達成を求めるところにおかれ、受刑者と一般の社会人との差別はできるだけ小さくし、受刑者の処遇は個別化し、職業補導もふくめ社会復帰の準備がなされ、受刑者の労働には適正な補償をなし、更に受刑者が外の社会に接触できる機会を増大すること等が目的として掲げられている⁽⁸⁾。一九四五年の監獄法の改正は、一九三〇年代からのテュレーン、シュライター等の指導の下にすすめられて来たもので、刑法改正事業と不可分のものなのである⁽⁹⁾。

受刑者一般に対すこうした処遇原理を背景にして、少年犯罪者に対する処遇の方法もおのずとひとつの方向をもつものではあるまいか。少年刑務所であれ、少年福祉学校であれ、施設内の教育・処遇の目標は、施設を出てヨリ充分に社会生活

に適應できる条件を作り出す点におかれるのである。少年福祉学校についていえば、この趣旨は児童福祉法六六条に明定されている⁽¹⁰⁾。又少年刑務所については、前出のアミロンが「少年刑務所の処遇形式は専ら少年を社会復帰させるように計画されている⁽¹¹⁾」と述べていることからうかがうことができる。

右の点を前提にしつつ、ここでは社会復帰を主眼とする施設処遇の特色として、小集団制と休暇制とを取上げておこう。

(一) 小集団制

小集団制には二つの側面がある。一つは施設そのものを小さくすることであり、他は施設内の処遇を小集団に分けて行なうことである。

前の問題は施設の大きさの問題である。感化院には古くからいわゆる小舎制 (cottage system) と称する、小舎屋に小人数の少年を收容し、寮父と寮母とがその面倒を見るといふ処遇方式がとられていた。当初は古い農家のような建物に寮長夫妻と多数の少年が同居していたのであるが、その後施設はだんだん大きくなり、こうした家庭的施設は大施設の中にとり入れられ小舎制となつたのである⁽¹²⁾。しかし、スウェーデンでは、その後感化院の規模の問題が正面から取り上げられ、その検討の結果少年福祉学校の適切な收容人員の最高限度を女子用施設では三〇以下、男女両用の施設では四八以下、男子用の職業ホームでは四六以下という基準が答申された⁽¹⁴⁾。前掲の一覧表(三五頁)から明らかなように、この基準はほぼ守られており、施設の收容定員の最高は Sundbo 職業ホームの七五人である。これを試みに我が国の教護院の定員と比較してみると、昭和三十七年現在で最低三〇(愛媛県新居浜家庭学園)、最高三四〇(東京都萩山実務学校)となつており、日本とスウェーデンの差は極めて大きい⁽¹⁵⁾。

このような小施設の増設の理由としては、大施設では(1)院長と生徒との間の接触が疎遠になること、(2)少年福祉学校当局と職員との間の関係を間接的なものにする人事管理の問題が生じること、(3)情報の交換が乏しくなり、形式に流れることな

どの欠陥が存し、ひいては、これが個々の生徒の個性や発達段階に関する知見に基づいた処遇に影響を及ぼすと考えられることがあげられている。⁽¹⁶⁾ 本来、生徒の社会的訓練を重視するとすれば、施設の構造は、出来る限り一般社会の反映であるような、一つのコミュニティとして機能するように構成されることが重要である。⁽¹⁷⁾ しかし、小施設を多数作るとは、職員の数、運動場、職業訓練等の面で経済的にマイナス面もあり、極端な小施設は不経済だということになるのである。⁽¹⁸⁾

少年刑務所についてもこれと同じ状況がみられる。前にもふれた一九四五年の包括的な監獄法の改正によつて、受刑者の社会復帰を目的とした個別主義、開放施設処遇の方法がとり入れられ、⁽¹⁹⁾ その結果一九五〇年以後、従来の大施設にかえて小施設を数多く作る方向がとられている。一九六五年の資料では、一般の刑務所においても、分類センターである中央刑務所を除いて各施設とも収容定員が少なくなつてゐる。すなわち、成人男子用の施設七〇(抑留のための施設も含む)のうち四九が定員六〇以下であり、これとクレブスの掲げている一九五一年当時の数⁽²¹⁾ (三一施設中定員六〇以下の施設は二〇)を比べると、小施設の数が増加しているのが判る。

これら小施設の効果は、犯罪者の個別処遇と分類処遇とを容易にし、更にその開放的処遇をも可能にしているところにとめられる。⁽²²⁾ これは、スウェーデンの犯罪者の大部分が社会にとつて危険な犯罪者ではなく、逃走も又少ないこと、⁽²³⁾ 従つてそれらの犯罪者を収容する施設は通常の家庭でもよいこと、更に小施設の場合には職員と収容者との間の対立を容易に克服できることから影響を受けていると思われ。⁽²⁴⁾

そして、ここで重要なことは、この小施設の活用が少年刑務所の経験に負うところが多かつたといわれていることである。⁽²⁵⁾ 少年刑務所においては、おおむね三〇〜六〇の定員の施設が主で、それ以上のもはシェーネス(Skensås)の八五、ヘルビイ(Helby)、マリエンフレッド(Marienfred)の各九〇の三施設のみである。⁽²⁶⁾ そして、職員が全収容少年を熟知することは治療的観点から望ましいことであり、施設の小さいことによつて、これが容易に達成されるといわれている。⁽²⁷⁾

こうして、少年刑務所においても、少年福祉学校においても、また更には通常の刑務所においても施設を小さくするという共通の方向を見出すことができるのである。同様に、第二の面、すなわち、同一施設の内部での処遇を小集団で行なうことについても、これらの施設に全て共通にみとめられる現象なのである。

この第二の面をまず少年福祉学校についてみると、生徒は通常七―一五人の小集団に分けて各々独立の小舎で生活するのである。⁽²⁸⁾

この制度がとり入れられたのは、一九三五年以来の少年犯罪に関する法制の変化に伴い、少年福祉学校が一五―一八歳の犯罪少年を収容するようになったこと、したがって収容者の質がそれ以前に比べて悪質化したことにもとづく。その主要な問題は逃走事故であり、その防止策として小人数の生徒を収容する小集団制と特別分類と収容者の監督方法の効率化とがとりあげられたといわれる。⁽²⁹⁾

少年福祉学校における収容少年の処遇の基本原則は、(1)原因探求的、即ち非行の背後にある原因に焦点を合わす。(2)個別化、即ち(1)より当然のこととして各非行少年に固有の原因を探り、処遇をそれに合わせて行なう。(3)個別化の過程で同様の原因過程を示し、同種の処遇を要する者を揃えて分類処遇する。こうして、(4)収容期間も少年の個別的の必要に応じて不定期化される。(5)更に少年の処遇の個別化は、少年の社会復帰のためのものである点から校外処遇 (yard town school) として更に徹底される。⁽³⁰⁾ 小集団制が問題になるのはこのうちとくに(2)と(3)であろう。既に述べたように、小施設を数多く作るということは、それによつて少年の基本的分類が或る程度粗くても可能になるということを意味する。しかし、施設そのものを極小にすることは不能かつ不要でもある。その欠陥を小集団制が可能にするのである。収容少年の分類処遇の背後には「同種の生徒を一つの少年福祉学校に集め、その生徒にあつた処遇をなし、(2)互に悪影響のある者の結合を避け、処遇の必要性を共通にする者を一つにする」考え方があり、小集団制はこの考え方に適合するものといふことができるのである。⁽³¹⁾ また、そ

の結果集団内の職員をも含めた人間関係のグループダイナミックスを用いて、生徒間に敵対的なインフォーマルな組織がでさるのをさまたげ、或いはもつと直接的に、職員との情緒的なつながりやグループ討議の発展としての集団心理療法が可能になるのである。

この事態は少年刑務所においても同様である。アミロンによれば、少年刑務所の収容者は約十人を一単位として、同じような能力と興味を持つ者に分類され、処遇をうける。そして小集団制の利点としては、分類処遇の他に、収容者と職員との間の連帯を増し、個々の収容者の個別処遇を容易にし、刑務所内での暴動その他の事故を防止するのにも役立つという利点もあるといわれている。⁽³⁴⁾ 成人の場合には財政的な理由から一単位を構成する人員は二十人とされているが、その目的は巨大な受刑者集団のできることを避け、個々の受刑者をよく知り、受刑者間及び受刑者職員間のコミュニケーションをよくするといわれており、⁽³⁷⁾ その基本的姿勢は少年刑務所と異なるところがない。

(二) 休暇制

少年福祉学校における処遇は校内処遇から始まるが、それは少年を社会に復帰させることを目的として校外処遇に移す条件を作ることに主眼がおかれる。休暇の制度はこの目的から、生徒が外部社会と隔離されていることから生じる危険を避け、少年と家庭、職場、近隣等の接触を保つための一方法である。⁽³⁸⁾

少年福祉学校の場合生徒が休暇を得るのは、一般に両親及び将来の監護者との関係を維持する場合と、雇主、観察担当者(Overlaker)その他校外処遇の際少年に意味のある人物との関係を作る場合とがある。⁽³⁹⁾ 更に処遇上の必要から処遇成績良好な者への褒賞として或いは拘束された生活への緩和手段として休暇が与えられる場合もある。休暇によつて自由な生活になれさせ、自信をもたせることが可能になり、それだけ社会復帰に有効な手段となるのである。⁽⁴⁰⁾

休暇が具体的にどのような手続により、どのくらい与えられているのかは判らないが、実際の運営の上では各々の少年福

祉学校の方針により休暇の扱いは様々で、その利用をきびしく制限する施設と寛大に数多くの休暇を認める施設とがあり、⁽⁴¹⁾ 極端な場合には、無統制の休暇により施設の近隣の中心街に少年が出かけることによつて地域の住民と施設との関係がわるくなり、それが後に校外処遇のために少年を近隣に出す可能性を減殺することになる場合もつたえられている。⁽⁴²⁾

少年刑務所の場合も少年福祉学校におけると同様に少年の家族との接触を主たる目的としている。その他に施設生活の単調さを破り施設内での善い行動の刺戟としても役立つとされている。⁽⁴³⁾ 休暇は入所後四ヶ月目から三ヶ月おきに一回与えられ、一回の日数は四日プラス旅行時間である。⁽⁴⁴⁾ 少年の場合休暇の活用は一般的であり、少年の処遇の必要不可欠の一部となつている。⁽⁴⁵⁾ 少年刑務所における処遇も少年福祉学校の処遇と同様に施設内処遇から始め施設外処遇へと転換して行なわれるのであり、この点からも休暇制の目的がともに社会復帰の促進にあることは確かであろう。

更に成人受刑者の場合には、休暇は受刑者が一定の刑期を終了後開放施設においては三ヶ月ごとに一回、閉鎖施設においては四ヶ月ごとに一回与えられ、その期間は初回の休暇については四八時間と旅行時間、その後の分については七十二時間と旅行時間となつている。⁽⁴⁷⁾

休暇制は本来自由刑がその執行方法について教育方法として発達せしめられていたとの考え方のもとに立法されたものであり、「ソビエトロシアの労働改善法」に始まり、ドイツおよびベルギーにおいて制定されたもので、或る意味では性の調和方法としても役立つ、また或る場合には家族との連絡を図る方法でもあるが、それは同時に……職業上の救済方法として用いられることが多いといわれる。⁽⁵¹⁾

スウェーデンにこの制度が導入されたのは一九三七年であり、この時には我が国の少年院処遇規則五七条と同様親しい家族の病い篤いとき及びその葬儀への出席のための外泊許可が厳格な条件の下に与えられたのである。⁽⁵²⁾ これが成功を収めたため一九四五年の監獄法の大改正によつて更に拡大され、⁽⁵³⁾ 囚人の社会復帰のために必要な処遇手段の一つとして、性問題の

解決、家族との紐帯の維持、雇主との相談等を目的として実施されるようになって来た。更に、休暇中の行動を観察することによつて受刑者の規範への態度を評価することができる利点があり、これが仮釈放の時機に役立つという。⁽⁵⁵⁾ 休暇の乱用としては、休暇中の逃走と休暇中の飲酒とが上げられている。⁽⁵⁶⁾

こうして休暇制は刑務所から少年福祉学校にいたるすべての犯罪者ないし非行少年の収容処遇施設において用いられ、その目的は各々の施設の収容者の社会復帰をはかることを前提に、施設外の通常のある家族、職場、近隣等との接触から疎外されないように配慮しているのである。⁽⁵⁷⁾ 成人の受刑者の場合に休暇が性問題の解決のために行なわれるのも、いいかえれば家族関係の維持発展そのものであり、単に施設内での同性愛の予防といつた消極面に意味があるのではなく、人の生活、特に情緒生活の安定に最も重要な家族結合の中核を維持する積極的な効果が認められるのではないだろうか。

この休暇制からんでふれておきたいことは家族保護原理⁽⁵⁹⁾ (Familjvårdsprincip) である。前述したように、また正木博士が正しくとらえておられるように、⁽⁶⁰⁾ 休暇制は収容者と家族との紐帯を維持し、社会復帰を促進するために行なわれるのであるが、少年について家庭の状況が悪い場合には、少年に対する処遇と並んで家族に対して働きかけることが必要になる。⁽⁶¹⁾ これにより家族特に両親を少年の処遇に協力させると同時に、家族処遇と少年処遇とを結合することになるのである。この際社会の側の行なう援助活動の一切を、一つの家族に対しては一人の担当者を通して行なうという原則が確立しつつある。一つの家族に一人の担当者をさしむけ、その者にその家族と関係のある全ての社会機関の活動を集中することによつて家族の成長をはかろうとする仕組、これを家族保護原理といっている。

これは、精神衛生の領域に精神病患者を環境の一部としてとらえる傾向があり、同時に精神医学的少年保護の領域で家族全体を処遇の対象とすることで問題の少年の処遇に成功しているということから発し、家族との深い接触が診断、処遇上重要な意味をもつということに由来している。⁽⁶²⁾

休暇制にこの点を加味して考えれば、少年福祉学校、少年刑務所の収容者については、いわゆる定位家族との関係維持が、通常の刑務所の収容者についてはいわゆる生産家族との関係維持がその直接の目的となり、これによつて各々の収容者のより完全な社会復帰が可能になるのだということが出来る。

- (1) L. Bohlin, op. cit., p. 1.
- (2) 児童福祉法六六条参照、実務の上でもいきなり少年福祉学校に送致されることは稀で、多くは何回か児童福祉委員会での他の処遇をうけている。(SOU 1964:24, p. 38.)
- (3) C. Amilon, op. cit., p. 34. Ivar Agge, Die Entwicklung des Schwedischen Strafrechts, ZStRW. Bd. 71, p. 112 cf.
- (4) 刑法第一章第七条「制裁を選択するにあたり、裁判所は、一般の法律遵守を維持するために必要な事項に留意しつゝ、制裁が判決を受けた犯罪者の社会復帰に役立つものであるよう特に配慮しなければならない。」T. Sellin, The Protective Code, pp. 9-10 cf.
- (5) 矯正施設内における処遇の原理としては、この考え方は日本でもかなり以前から機能している。小野朝倉、監獄法、三四一五頁参照。
- (6) これも刑法改正委員会の影響の下になされたものである。T. Sellin, op. cit., p. 8.
- (7) Gerhard Simson, Die neue Gestalt des Schwedischen Strafvollzugs, SchZStRW. Bd. 63, p. 68. Swedish Prison Reform (mimeo) p. 4.
- (8) G. Simson, op. cit., SchZStRW. Bd. 63, p. 69. Swedish Prison Reform (mimeo) pp. 4-5. この趣旨は新刑法制定後の新監獄法 (Lag om behandling i fängvårdsanstalt given den 6 maj 1964) においても変わっていない。(同法一四条)。なおシムソンによれば、一九四五年の監獄法の重要な原則は「(1) 受刑者は通常逃走しようとはしないものだ。(2) 独居拘禁は有害である。(3) 施設の大量処理的運営を分類と個別化とによりおきかえることが有効な刑の執行の前提である(大施設を小施設でおきかえる)。(4) 刑執行の主眼を開放施設処遇に移す。(5) 累進処遇制が正しいという確証はない。むしろ狭量さ、羨望、偽善の源となる。閉鎖処遇から開放処遇への移行を考慮すべきである。(6) 受刑者の生産的な能力が刑の執行の中心におかれなければならない。(7) 施設及び受刑者と外部の社会との接触は、刑の目的と背馳するものではない。(8) 社会での自由な生活に仮釈放を通して徐々になれさせる(刑務所外の私企業に就職する。休暇制 II Urlaub II によつて性的な問題が解決される)の八点をあげている。(G. Simson, op. cit., SchZStRW. Bd. 63, pp. 70-73. Albert Krebs, Schwedens Gefängniswesen, ZStRW. Bd. 64, p. 411 cf.) 又、モリスは「施設内処遇と施設外処遇とは一貫して社会復帰一本の道筋に沿つた連続線上のものであることを指摘し、これは米国には見られないと述べている。(Norval Morris, Lessons from the Adult Correctional System of Sweden, Fed Pro. Dec. 1966, p. 7.)
- (9) G. Simson, op. cit., SchZStRW. Bd. 63, pp. 66-7.
- (10) 児童福祉法第六六条「少年福祉学校に登録されている生徒の保護は校内又は校外で行なわれる。学校内の保護は、生徒をより開放的な保護に移すための前提条件をつくり出す準備するものでなければならない。……」

学校外の保護は、できる限り早期に行わなければならない。……」

- (11) C. Amilon, op. cit., p. 8. この趣旨は保護法草案の中には明定されていた(同草案第五章二条)が新刑法では規定の上では削られている。(刑法一九章一条参照)
- (12) SOU 1964:24, pp. 81 f.; 養長養母のサンプルによる少年の小舎屋での保護活動を「フレンド」familjeprincip-utövning. これは後のfamiljevårdprincip-utövningの前身である。
- (13) SOU 1954:5, Vården vid ungdomsvårdskolorna. Ungdomsvårdskoloutredningens berättande (Stockholm, 1954)
- (14) SOU 1964:24, p. 82.
- (15) 全国教護協議会編、教護事業六十年、付録資料第一表。
- (16) SOU 1964:24, p. 82.
- (17) Ibid., p. 81.
- (18) Ibid., p. 82.
- (19) G. Simson, op. cit., SchZStW. Bd. 63, p. 71, A. Krebs, op. cit., ZStW. Bd. 64, p. 419. エリクソンは“Openness”が今日のヌウェーデンの矯正組織のテーゼメントであるとして、後述の休暇制の是非からその意義を考察している。(T. Eriksson, The Swedish Furlough System for Prison, M. E. Wolfgang (ed.), Crime and Culture, p. 424.)
- (20) T. Eriksson, The Correctional System in Sweden, pp. 65-67, A. Krebs, op. cit., ZStW. Bd. 64, p. 420. なお、最近の新聞報道によると一九五一年当時その分散(Dezentralisierung)の計画がもたらしたところ(A. Krebs, op. cit., ZStW. Bd. 64, p. 418.) ロングホルメン(Långholmen)中央刑務所が廃止されるようである(ヌウェーデン社会研究報二卷十一号九頁参照)。ロングホルメン刑務所については、広瀬、前掲犯罪学雑誌二八卷五一六号、三八一―九頁参照。
- (21) ただし、クレブスによると、一九三四年当時には大施設の方が個別処遇にさそわしいとされ、その点ではこの小施設の考え方はシュリターの初期の考え方と異なった方向をとったものだとする。A. Krebs, op. cit., ZStW. Bd. 64, pp. 420-1, K. Schlyter, Die Strafvollzugsreform Schwedens.
- (22) G. Simson, op. cit., SchZStW. Bd. 63, p. 81.
- (23) Ibid., pp. 64-66, p. 81.
- (24) A. Krebs, op. cit., ZStW. Bd. 64, p. 421.
- (25) G. Simson, op. cit., SchZStW. Bd. 63, p. 70, p. 81.
- (26) 前掲第一表を参照。
- (27) C. Amilon, op. cit., p. 10.
- (28) L. Bojin, op. cit., p. 10.

- (31) SOT 1964:24, p. 16
- (32) *Ibid.*, pp. 58-60.
- (32) *Ibid.*, p. 73.
- (33) *Ibid.*, p. 60.
- (33) *Ibid.*, p. 62.
- (34) C. Amilon, *op. cit.*, p. 9.
- (35) これは一九四五年の改正で独居拘禁の原則が廃止された後の処遇原則として現われたものであり、この集団は昼夜通して同一のものではなく、作業・余暇活動、夜間など各々の場合に応じて別々の集団が構成される。その不利益は今のところ見られないという。(T. Eriksson, *op. cit.*, *Refrection*, p. 4, *Swedish Prison Reform*, p. 5.)
- (36) T. Eriksson, *op. cit.*, *Refrection*, p. 4, Christa Boese et al., *Strafvollzug in Schweden*, Z für Strafvollzug 1969, p. 323.)
- (37) T. Eriksson, *op. cit.*, *Refrection*, p. 4.
- (38) 上記の方法の中には、通信、面会等もよくまれるわけであるが省略する。
- (39) SOT 1964:24, p. 63.
- (40) *Ibid.*, p. 63. 日本においても休暇の制度は大正十二年の矯正院処遇規程の中にその姿を見させている。ここでは、祖父母又は父母の病篤いとき少年をその家に往訪せしめる(同十條)ほか、成績特に優良なる者については「定時又は臨時の外出」(同十五條)を認めることができた。この規程の内容は現在の少年院法及び少年院処遇規則に引きつがれている。後述するようにスウェーデンがこの制度を取り入れたのが一九三七年だとすれば我が国の方が一歩を先んじたといえることができる。ただし、日本ではその後のこの制度は発展していない。
- (41) SOT 1964:24, p. 164.
- (42) *Ibid.*, p. 163.
- (43) C. Amilon, *op. cit.*, pp. 22f.
- (44) *Ibid.*, p. 22, T. Eriksson, *op. cit.*, *Correctional System*, p. 63.
- (45) C. Amilon, *op. cit.*, p. 23, T. Eriksson, *op. cit.*, *Correctional System*, p. 59.
- (46) 刑法一九章四條、児童福祉法六六條。
- (47) T. Eriksson, *op. cit.*, *Crime and Culture*, pp. 424ff. により表化すると第四表のようになる。
- (48) 正木亮、新監獄学、一一八頁。
- (49) 正木亮、行刑上の諸問題、一五五頁以下、二〇四頁以下。正木博士はこの中で、Urtaub の語に対し「休暇」「外泊」の二つの訳語をあておられる。
- (50) 正木亮、教育法としての新累進制、法学志林三三卷一〇八〇頁、一〇八五頁以下。

〔第四表〕 通常休暇の種類

制 裁		初 回	二回以後	備 考
拘禁 (開放)	6月未満	×	×	職業輔導及び病氣治療のための閉鎖施設収容者はこの基準による。
	6～18月	6月後	3月毎	
	18月以上	10月後	3月毎	
拘禁 (閉鎖)	18月未満	×	×	
	18月～4年	10月後	4月毎	
	4年以上	期間の $\frac{1}{3}$ 後	4月毎	
少年拘禁	18月未満	4月後	3月毎	少年で拘禁に付された者もこの基準による。
	18月以上	期間の $\frac{1}{3}$ 後	3月毎	
	無期の拘禁	3年後	3月毎	
抑留	18月未満	10月後	4月毎	4年以上は拘禁と同じ。
	18月以上	1年後	4月毎	

〔第五表〕

	総 数	校 内 処 遇	校 外 処 遇
1/7 1961	1,472	932 63.3%	540 36.7%
1/7 1962	1,514	890 58.8%	624 41.2%
1/7 1963	1,596	918 57.6%	678 42.4%
1/7 1964	1,781	1,011 56.8%	770 43.2%
1/7 1965	1,721	853 49.6%	868 50.4%

Vård utom skola av ungdomsvårdsskolelever, SOU 1966:43, p. 24

- (58) 休暇により同性愛の問題はそれほど重要ではなかつたといわれている (T. Eriksson, op. cit., Crime and Culture, p. 427, N. Morris, op. cit., Fed. Pro., p. 11.) 正木亮 前掲法学志林一〇八八頁参照。
- (59) SOU 1964:24, p. 162. 以下の説明はおおむねこれによる。
- (60) 博士はこれを「景進制と家族関係」の問題としてとりえておられる。(前掲法学志林一〇八五、六頁、一〇九一頁)
- (61) Vård utom skola av ungdomsvårdsskolelever, SOU 1966:43. によれば、元の家庭に戻して校外処遇に移す場合が着実に増えており、校外処遇が校内処遇に替はつていふことがわかれる。(Ditto, pp. 23.) 校内処遇と校外処遇の割合の変化は第五表のとおりである。
- (62) SOU 1964:24, p. 161

- (51) 正木亮 新監獄等 一四八頁。
- (52) T. Eriksson, op. cit., Retfection, p. 6, T. Eriksson, op. cit., Crime and Culture, p. 418. マンソンはその衆議院の演説を同書四一七頁で語っている。
- (53) T. Eriksson, op. cit., Crime and Culture, pp. 418-420, 監獄法三六条一項(一九六四年法と同)。A. Krebs, op. cit., ZStR-W. Bd. 64, p. 423, G. Simson, op. cit., SchZStR-W. Bd. 63, p. 86.
- (54) G. Simson, op. cit., SchZStR-W. Bd. 63, p. 73, pp. 86f.
- (55) Ibid., p. 86, A. Krebs, op. cit., ZStR-W. Bd. 64, p. 424.
- (56) G. Simson, op. cit., SchZStR-W. Bd. 63, p. 87, T. Eriksson, op. cit., Crime and Culture, p. 426, N. Morris, op. cit., Fed. Pro., p. 11, note 15, G. Arnison, op. cit., p. 23. 少年刑務所の場合一九五七-一九五九年の三年間の統計では休暇中の失敗率は二〇%強になつてはいるが、これには非常に些細なものも含まれているといふ。
- (57) 抑留を科された場合でも休暇が与えられる(監獄法六〇条)。現在では休暇は受刑者に対する恩恵ではなく権利としてとらえる方向が出てくること。(T. Eriksson, op. cit., Crime and Culture, p. 427)

六、むすび

本稿をふり返えつてみると、私は社会復帰こそが犯罪少年処遇の根本目的であることを強調しすぎているかもしれない。実際に、保護法草案発表当時少年拘禁の取扱いについて彼地に相当の議論のあつたことが想像され、一九六五年刑法も少年拘禁について保護法草案の線からはかなり後退している印象を否認ない。又、少年刑務所にせよ、少年福祉学校にせよ、その収容者の退院後の再犯率はかなり高いといわれている。これらの批判は当然彼地においても存することであろう。

しかし、本稿では直接ふれなかつたが、拘禁において用いられている仮釈放の制度は少年拘禁については廃止され、又少年福祉学校からの条件付退院の制度も廃止されている。その代りに、そのどちらにおいても処遇を施設の内外で行うことが法律上明らかにされている。こうした個々の犯罪少年のあり方に応じた弾力的処遇が少年拘禁或いは少年福祉学校送致という単一の決定の中でなされることは、犯罪少年の社会復帰を主たる目的とする以外には考えられないのである。

このように見て来ると、少年刑務所といふ少年福祉学校といい、形の上では異つた施設ではあつても実際にその相違は余りないのではないかと思われて来るのである。佐藤昌彦教授が実際に彼地を見学して、少年福祉学校と少年刑務所との間に殆んど差異がないという印象を受けたということは意味深いように私には思われるのである。⁽¹⁾

かつてクレブスは少年犯罪者の施設処遇について、少年福祉学校と少年刑務所という処遇施設の複線方式に言及して「刑事責任年齢が一八歳に引き上げられ、複線方式が克服され得たとすれば、処遇は更にインテンシヴなものにならう⁽²⁾」と述べている。このうち刑事責任年齢の一八歳引き上げは、一九五二年以来行われ、それによつて一部の例外を除き一八歳未満の少年はすべて刑事司法の分野から児童福祉の分野に移されることになつて、事実上実現しているかに見える。一方、その後者については、一旦保護法草案の中に保護訓練処分によつて少年拘禁がおきかえられたものの、新刑法は少年拘禁とい

う表現を残している。しかし本稿で見て来たようにその両者の処遇内容には、実際に共通したところが多く、先にあげたクレプスの提言は現在もまだ生きてるように思われてならないのである。むしろ極端な言い方をすれば、成人から少年にいたる全ての犯罪者、非行者についてその処遇方針は同一—社会復帰の促進—であり、各年齢層及び各犯罪者の個別性に応じてその方針の実現方法に変異が存するにすぎないのかもしれないのである。

(1) 佐藤昌彦、前掲家裁月報一八巻五号二八頁、クレプスも一九五一年にスウェーデンの施設を見学して同様の印象をうけている。(A. Krebs, op. cit., ZStW. Bd. 64, pp. 428 f.)

(2) A. Krebs, op. cit., ZStW. Bd. 64, p. 430.